

## 岐阜県通信制課程に係る私立高等学校の認可審査基準

### (目的)

第1条 この審査基準は、私立高等学校の通信制に係る課程(以下「通信制課程」という。)及び学科の設置、学則変更並びに通信制高等学校の設置者変更等に係る認可を行う場合について、「岐阜県私立高等学校設置認可審査基準」、「学校教育法」、「高等学校通信教育規程」及び「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」その他の法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (立地条件)

第2条 通信制の課程を置く高等学校(以下「実施校」という。)の位置は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設などの教育にふさわしくない施設が実施校の周辺に立地していないなど、学校教育を行う上で適切な環境に定めなければならない。

### (実施校等の名称)

第3条 実施校の名称は、高等学校の目的にふさわしいものであり、かつ、既存の高等学校又は中等教育学校のものと同じ又は紛らわしい名称を使用してはならない。

2 学科等の名称は、全日制又は定時制の課程と混同されるおそれがあるなど、教育内容について誤解を与える名称を使用してはならない。

### (収容定員)

第4条 実施校の収容定員は、生徒の教育環境を確保するため、通信教育を行う区域に属する都道府県内の生徒数の将来の見込みと、その時点において学校が用意をしている指導体制、施設及び設備等を踏まえた適切な数でなければならない。

### (通信教育連携協力施設の定員)

第5条 通信教育連携協力施設(高等学校通信教育規程において定める施設をいう。以下同じ。)を設置する場合には、通信教育連携協力施設ごとの定員を設定するものとし、通信教育連携協力施設の定員は、実施校の収容定員の範囲内でなければならない。

### (定員の根拠)

第6条 実施校の設置者は、実施校の収容定員及び通信教育連携協力施設の定員が適切であることを、根拠資料を用いて示さなければならない。

### (区域)

第7条 通信教育を行う区域は、面接指導や試験等を実施する上で支障のない範囲で定めなければならない。

(通信教育を行う区域に属する都道府県の意向)

第8条 通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合は、当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込等を踏まえた当該都道府県の意向を考慮しなければならない。

また、実施校の設置者が通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合も同様に、当該都道府県の意向を考慮しなければならない。

なお、各都道府県の意向確認は設置者が書面により行うものとする。

(教員の数)

第9条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5又は当該課程に在籍する生徒数(新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程に在籍する生徒の見込数)を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものでなければならない。

2 前項の教諭は、教育をつかさどる職員として専任で置かなければならない。

3 前2項の教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができる。

4 実施校に置く教員等は、通信制課程において特色ある教育を行う上で、他校の協力を求める場合など、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

(教員の配置)

第10条 実施校において編制する教育課程の実施に当たり必要な各教科の免許を持つ教員を配置しなければならない。

(事務職員の数)

第11条 実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならない。

(教職員の配置)

第12条 その他教職員の配置については、生徒の実態等を踏まえ、各教科・科目等の指導のほか、生徒指導、進路指導等の学校運営全般にわたり教育上支障がないものでなければならない。

(学校医等)

第13条 実施校には、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第23条第1項及び第2項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置かなければならない。

(施設・設備の所有)

第14条 実施校の校地、校舎、設備等は、設置者所有でなければならない。ただし、特別な事由があり、かつ、教育上支障がないと認められる場合は、設置者所有であることを要しない。

2 前項ただし書きの場合、校地については長期間(おおむね20年以上とする。以下同じ。)の賃借権又は地上権を設定し、その本登記をすることを、校舎については長期間の賃借権を設定することを要する。ただし、校地について本登記できない特別な事由がある場合は、公正証書をもってこれに代えることができる。

- 3 前2項の規定にかかわらず、地方公共団体等の施設を長期間にわたり安定して使用する条件を取得している場合で、教育上及び安全上支障がない場合には、これを実施校の施設として使用することができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、特別な事由があり、教育上支障がないと認められ、かつ、学校経営の安定性・継続性が担保できる見込みがある場合であって、設置する私立学校が目指す教育内容を実現するために校地及び校舎を短期借用しなければならないやむを得ない理由があると認められる場合は、長期間にわたる使用保証が得られなくても実施校の校地、校舎として使用することを妨げない。

(備えるべき施設・設備)

- 第15条 実施校の校舎には、教室(普通教室、特別教室等)、図書室、保健室、職員室を備えるものとし、必要に応じて専門教育を施すための施設を設けなければならない。
- 2 特別教室には、実施校の教育課程に規定される教科・科目等の面接指導に必要な実験・実習等のための設備を備えなければならない。
  - 3 実施校においては、体育の面接指導を行う場合には必要な運動場等を確保しなければならない。

(通信教育連携協力施設の学則記載)

- 第16条 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、学則において面接指導等実施施設と学習等支援施設を区別し、それぞれの施設の名称、位置、定員など必要な事項を記載しなければならない。

(面接指導等実施施設)

- 第17条 面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であることを基本とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設(学校教育法第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。)その他の学校又は施設とすることができる。

(通信教育連携協力施設の立地条件)

- 第18条 教育連携協力施設は、周辺に教育にふさわしくない施設が立地していないなど、教育を行う上で適切な環境に定めなければならない。

(面接指導等実施施設の体制等)

- 第19条 面接指導等実施施設の施設及び設備、指導体制等は、当該面接指導等実施施設と実施校との連携協力の内容等に応じて、実施校と同等の水準又は面接指導や試験等を適切に実施することができるものでなければならない。

(学習等支援施設)

- 第20条 学習等支援施設の施設及び設備は、教育上及び安全上支障がないものでなければならない。

(基準の確認)

第21条 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、前3条の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示さなければならない。また、当該通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合には、当該都道府県の知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準(当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。)を参酌して確認を行うものとし、その結果もあわせて文書により示さなければならない。

(面接指導に必要な施設・設備)

第22条 面接指導等実施施設において、例えば、理科、音楽、美術、家庭、情報、体育等の観察・実験、実習、実技等を行う必要のある教科・科目等の面接指導を行う場合においては、それに必要な施設及び設備や運動場等を確保しなければならない。

(面接指導等実施施設の安定利用)

第23条 面接指導等実施施設の施設や設備が負担付又は借用である場合は、実施校の設置者が安定的に使用できる契約等が締結されていなければならない。

(通信教育連携協力施設の名称)

第24条 通信教育連携協力施設の名称は、当該通信教育連携協力施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称を使用してはならない。

(通信教育連携協力施設を設ける場合の連携協力内容の取り決め)

第25条 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、その連携協力内容について、当該施設の設置者とあらかじめ文書による取り決めを行い、必要に応じて適切な指導・支援を行うよう努めなければならない。ただし、実施校と当該施設の設置者が同一である場合には、この限りでない。

(通信教育連携協力施設における生徒募集の指導)

第26条 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等が行われる場合には、募集要項やパンフレット等において、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動の別や、それに係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるよう指導しなければならない。

(高等学校学習指導要領の遵守)

第27条 通信教育の実施に当たっては、高等学校学習指導要領(平成 30 年文部科学省告示第 68 号)等に基づき、適切に実施しなければならない。

(実施校の体制)

第28条 実施校の設置者は、特に以下を満たす体制を整えなければならない。

- (1) 添削指導、面接指導及び試験並びにその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。
- (2) 各教科・科目及び総合的な探究の時間、特別活動は、高等学校学習指導要領におい

て定める添削指導の回数や面接指導の単位時間数の標準を踏まえた、十分な指導回数を確保すること。

- (3) 添削指導に用いる課題については、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。
- (4) 面接指導については、生徒を実施校又は面接指導実施施設のいずれかに登校させて行うこと。この際、少人数で行うことを基本とし、多くとも40人を超えない範囲内で設定すること。
- (5) 通信教育を行うに当たっては、試験並びに多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による報告課題の作成等によりその成果が満足できると認められる場合の面接指導等時間数の免除の運用等も含め、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を確保して行うこと。

#### (法定計画の作成)

第29条 実施校は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第13条に規定する学校いじめ防止基本方針、消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項に規定する消防計画、学校保健安全法第5条に規定する学校保健計画、同法第27条に規定する学校安全計画、同法第29条第1項に規定する危険等発生時対処要領、高等学校通信教育規程第4条の3に規定する通信教育実施計画など、法令上作成することが義務付けられている計画について作成しなければならない。

#### (情報の公表)

第30条 実施校は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって高等学校通信教育規程第14条第1項に規定する情報の公表を行わなければならない。その際、実施校及び通信教育連携協力施設における教育の方法・内容、授業料・入学料等の費用その他の情報について、生徒・保護者に誤解を招くおそれのないように適切に表示しなければならない。

#### (岐阜県知事所轄外の実施校への適用)

第31条 岐阜県知事所轄外の実施校の設置者が岐阜県内に通信教育連携協力施設を設ける場合には、本基準を参酌しなければならない。

#### 附 則

この基準は、令和6年7月16日から施行する。